

資料編

佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 215 号

(設置)

第 1 条 市が行う介護保険事業及び高齢者等の総合的な保健医療福祉政策の適正な実施に資するため、佐渡市高齢者等福祉保健審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関し、必要な事項について協議検討すること。
- (2) 保健、医療、福祉事業の運営に関し、必要な事項について協議検討すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日条例第 103 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 3 日条例第 1 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日条例第 46 号)
この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 7 号)
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

佐渡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 4 日

告示第 14 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業に係る地域密着型サービスの実施に関し必要な事項について協議し、当該サービスの公平かつ公正な運営の確保に資するため、佐渡市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業者の評価及び選定に関すること。
- (4) サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議のときは、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員又は委員であった者は、正当な理由なしに審査等に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月4日から施行する。

(任期の特例)

2 平成18年1月4日から委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

附 則(平成22年9月30日告示第161号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成28年9月26日告示第172号)

この告示は、公表の日から施行する。

佐渡市高齢者等福祉保健審議会 開催経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 4 月 7 日	(4) 第 3 回及び第 4 回の議事録の公表内容確認について
平成 29 年 8 月 31 日	(1) 平成 28 年度介護給付等実績について (2) 第 7 期介護保険事業計画策定について (3) 人口推計について (4) 日常生活圏域の設定について
平成 29 年 10 月 2 日	(1) 介護保険事業状況の分析について (2) 第 7 期計画の施策体系について (3) 施設整備について
平成 29 年 11 月 7 日	(1) 保険福祉事業・地域支援事業について
平成 29 年 11 月 27 日	(1) 第 7 期計画の施策体系について (2) 第 7 期計画に関する施設整備検討について
平成 29 年 12 月 18 日	(1) 施設整備について (2) 計画素案について
平成 30 年 2 月 20 日	(1) パブリックコメント実施に係る計画素案について (2) 審議会からの答申（案）について

佐渡市地域密着型サービス運営委員会 開催経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 4 月 7 日	(1) 第 6 期事業計画にかかる施設整備の公募結果と評価基準について (2) 応募者からの事業説明 (3) 評価 (5) 市外に所在する地域密着型サービス事業者の指定について
平成 29 年 11 月 7 日	(2) 地域密着型サービス（地域密着型通所介護）の指定について

佐渡市高齢者等福祉保健審議会・佐渡市地域密着型サービス運営委員会 委員名簿

	構成区分	氏名	所属及び役職
1	学識経験者	松山 茂樹	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
2		橋本 瑞江	伝統文化と環境福祉の専門学校 介護福祉学科 教員
3	保健・医療・福祉関係者	大崎 直樹	佐渡医師会
4		児玉 信彦	佐渡歯科医師会
5		坂野 かつえ	新潟県看護協会 佐渡地区支部
6		金子 義弘	新潟県理学療法士会(佐渡総合病院)
7		井野端 司	佐渡特養ホーム施設長連絡会
8		小田 隆晴	佐渡老人保健施設協議会
9	介護サービス事業者	久文 宏哲	地域密着型サービス事業者(認知症対応型共同生活介護)
10		石塚 たつ子	在宅サービス事業者(訪問看護)
11		菊池 博美	居宅介護支援事業者
12	介護保険被保険者	渡邊 岩夫	佐渡市老人クラブ連合会
13		磯野 三男	新潟県退職者連合佐渡地域高齢者協議会
14		戸田 憲子	佐渡市健康推進協議会
15		村川 辰雄	新潟西社会保険委員会佐渡支部

佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

発 行 平成30年3月
企画・編集 新潟県佐渡市
〒952-1292 佐渡市千種 232
電話：0259-63-3111（代）